

一般社団法人恵那青年会議所 会員資格規定

第1章 目的

第1条 (目的)

本規程は、一般社団法人恵那青年会議所定款第2章第6条から第13条に基づき、会員の義務資格及び入会希望者の取扱い等に関する事項を規定する。

第2条 (用語の定義)

本規程において一般社団法人恵那青年会議所を「本会」、一般社団法人恵那青年会議所定款を「定款」と称する。

2 前項のほかに本会の定款に略称をもって定義した規程は、本規程においてもこれを適用する。

第3条 (会員の種別)

本会の会員は、定款第6条により、正会員、準会員、特別会員、名誉会員、賛助員とする。

第2章 正会員

第4条 (入会)

本会に入会を希望する者は、定款第7条により正会員2名以上の推薦を受け、所定の入会申込書、必要書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

提出必要書類

・入会申込書

・写真デジタルデータ(35mm×35 mm正面半身が一撮影)

2 本会に入会を希望する者は、入会申込書の提出を行った月から数えて翌々月末までの期間所定を仮入会とすることができるものとする。この期間については月額会費の算定対象外とみなす。但し、登録料等の実費についてはこれを負担するものとする。

第5条 (推薦者の資格と義務)

前条の推薦者の資格と義務は、各号の通りとする。

(1) 入会後1年以上経過している者で、前年度出席率70%以上の正会員でなければならない。

(2) 推薦者は被推薦者について次の事項に関して積極的に指導を行い、その責任を負わなければならない。

28.2.2.1 JC活動に対する早期理解と積極的参加

28.2.2.2 青年会議所会員としての品格の保持

28.2.2.3 出席率の向上

第6条 (入会資格審査)

理事長は入会資格審査を担当委員会へ委託する。

2 担当委員会は推薦者に面接すると共に入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

第7条 (入会承認)

入会承認は理事会において出席構成員のうち議決権を有するものの過半数の賛成を得なければならない。

2 前項において承認された者は新入正会員として会員に通知する。

3 本規定第4条第2項に定める仮入会の期間中または満了し継続して本会に入会を希望する者は、第1項に定める理事会の承認を受けなければならない。

第3章 会費

第8条 (会費)

定款第8条第1項により、本会の正会員の会費(年額)は次の通りとする。

会費(年額)120,000円

2 中途入会者の会費については、当月からの月額算定とし、月額10,000円に残月数を乗じた金額をその年度の会費とする。

3 会費及び臨時会費の額については総会の決議によりこれを定める。

4 第1項の会費の額を変更する場合は、理事会及び総会の承認を得なければならない。

第9条 (預託金)

青年会議所活動において個々に支払うべき登録費、負担金等に充当させる為、正会員は預託金を納めるものとする。

2 前項の預託金は年額とし、金額は次の通りとする。

正会員 30,000円

3 中途入会者の納入金額については、都度決定するものとする。

4 第2項の預託金の額を変更する場合は、理事会及び総会の承認を得なければならない。

第10条 (会費等の納入方法)

会費は、原則として、前期(1月)と後期(6月)の2回に分けて納入する。

2 前項の会費等の納入は、指定銀行口座からの自動引き落とし又は振込みによるものとする。

3 第1項の分納方法と異なる納付を希望する正会員は、事務局に報告しなければならない。尚、振り込み手数料等は各会員が負担するものとする。

4 新入会員は入会月の月末までに納入するものとする。

5 ある期の会費を未納のまま次期以降の会費を納入することはできない。

第4章 出席

第11条 (出席義務)

本会の正会員は各年度において、次の各会合に出席しなければならない。

(1) 各月例会

(2) 通常総会

(3) 臨時総会

(4) 各委員会、各実行委員会

(5) その他理事会で承認した各種事業

- 2 次の各号の事業に出席した場合は、例会等本会事業に出席したものと認める。
- (1) 全国大会・岐阜ブロック大会への出席
 - (2) 日本JC、地区協議会、ブロック協議会、ブロック委員会等の諸行事と重なり、それに参加、出向した場合
 - (3) その他理事会で承認したもの
- 第12条 (出席簿、出席届)
総会、例会、諸行事等の出席について担当委員会がこれを記録し、事務局へ提出する。
- 2 出向等については、出向会員が届ける。
- 第13条 (出席義務における理事長、委員長の責務)
委員長は、委員会及び例会に各所属委員の出席を促す責務があるものとする。各所属委員が本章の出席義務を怠る場合は、委員長の責務においてすみやかに出席を促す。また、理事長はこれらの状況を全て把握し最終的な責任を有するものとする。
- 第14条 (代理人)
定款第33条の代理人は、代理権を証する書面を理事長へ提出することを要する。
- 第5章 会員の失格
- 第15条 (退会)
定款第10条に基づき、退会する会員は、少なくとも2ヶ月前に担当委員長、理事長に届け出るものとする。
- 2 退会する会員は、理事会において退会の承認を得るまでは、なお会員としての義務を有する。
- 第16条 (会員資格の喪失等)
会員の資格の喪失、除名等は、定款第11条及び第12条並びに第13条に定める。
- 2 会員が、定款第11条及び第12条に該当したときは、実情を調査するものとし、必要であると認めるときは、当該証明書類の提出を求めることができる。
- 第17条 (公示)
理事長は会員の資格の喪失、除名等が決定した場合は、会員にすみやかにこれを公示しなければならない。
- 第6章 休会
- 第18条 (承認)
正会員が次に掲げる理由に該当するとき、理事会は休会の承認をすることができる。
- (1) 重病等により3ヶ月以上にわたる療養を必要とするとき。
 - (2) 本会に定める諸会合に継続して出席できない極めて重大な理由が生じたとき。
- 2 前項の承認を得るには、理事長に対してその理由を書面で届け出ることを必要とする。
- 第19条 (期間)
休会の期間は理事会で決定するものとする。
- 第20条 (復帰)
休会した正会員は休会期間の終了と同時に通常に復帰しなければならない。
- 2 事長は休会期間中といえどもその承認の基となった休会理由が消滅したと認められるときは、理事会の議決を経て直ちに休会を停止し、通常に復帰させることができる。
- 第21条 (出席義務免除)
休会を認められた正会員は該当期間中、定款及び本規程に定める出席の義務を免除される。
- 第22条 (会費の免除)
正会員が休会した場合であっても、会費の免除及び軽減はされない。
- 第7章 特別会員
- 第23条 (入会・資格)
定款第8条第2項により特別会員は、入会金を納入して特別会員となることができる。
- 2 入会金は30,000円とし、入会年度の1月末日までに納入する。
 - 3 前項の入会金は、入会年度に限り納入するものとする。
 - 4 定款第6条第1項第2号により、年齢制限に達した正会員は、特に申し出のない限り、特別会員の資格を有する。
- 第24条 (権利、義務)
特別会員は本会の正会員と同じく会合に参加できる。ただし、一切の表決権及び選挙権を有しない。又出席に当たっては原則として実費負担とする。
- 第25条 (卒業後の直前理事長)
卒業年度に理事長職に就き、翌年度に直前理事長となる会員については、特別会員扱いとする。
- 2 会費については、BC・DC・NOMへの負担金を除く金額を納入するものとする。ただし、BC・DC・NOMの各事業等へ参加する場合は、その都度、負担金を納入するものとする。
 - 3 本条の直前理事長は、常任理事会、理事会への出席義務を有する。その他、本会の例会、事業等の出席義務については、個別に決定するものとする。
- 第8章 名誉会員
- 第26条 (資格)
名誉会員は、本会に功労のあった者で、総会において推薦された者とする。
- 第27条 (権利、義務)
名誉会員は、本会の正会員と同じく会合に参加できる。ただし、一切の表決権及び選挙権を有しない。又出席に当たっては原則として実費負担とする。
- 第9章 賛助会員
- 第28条 (資格)
賛助会員は、本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で理事会において承認された者とする。
- 第29条 (入会)

本会の賛助会員を希望する者は、正会員又は特別会員1名の紹介を得て、所定入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長又は担当理事は、入会申込みのあった者について、その資格を審査した上、入会承認の可否を理事会に諮るものとする。

3 理事会で入会承認のあった賛助会員は、年会費の納入日をもって賛助会員の資格を取得するものとする。

第30条 (会費等)

賛助会員の会費等は次の通りとする。

会費(年額) 個人:10,000円

法人:30,000円

2 前項の会費等は、入会月の末日までに全納するものとする。

3 賛助会員は、年会費のほか、各事業に於いて別途会費が必要な場合は正会員と同じく負担しなければならない。

第31条 (権利、義務)

賛助会員は理事会が指定する行事、研修会、例会に出席することができる。

2 本会は賛助会員に対し、恵那青年会議所基本資料、会議資料を無料で配布する。

3 賛助会員には本会のパンフ、ホームページは交付しない。

4 賛助会員は、役員その他の選挙権及び被選挙権を有せず、議決権も有しない。

5 賛助会員の資格は、期間満了の1ヶ月前までに申し出がない場合、その年度末をもって退会したものとみなす。

6 会員資格は、1月1日から12月31日までとする。

第10章 準会員

第32条 (資格)

準会員は、本会の正会員として2年以上在籍し、例会出席が2ヶ年において例会出席が0%の者であり、本人の同意をもって理事会において承認された者とする。

第33条 (会費等)

準会員の会費等は次の通りとする。

会費(年額) 120,000円

2 前項の会費等は、正会員と同日に支払うものとする。

3 預託金は受領しない。

第34条 (権利、義務)

準会員は全ての例会、総会、その他JCIの行事に出席することができる。

2 本会は準会員に対し、恵那青年会議所基本資料、会議資料を無料で配布する。

3 準会員が正会員となるためには、その意思を理事長に申告することで遅滞なく正会員となることができる。

4 準会員は、役員その他の選挙権及び被選挙権を有せず、議決権も有しない。

5 準会員は特別会員となる資格を有しない。

6 準会員が特別会員となるためには、卒業年度の例会及び総会に80%以上出席するものとする。

第11章 産前産後の休会

第35条 (承認)

正会員が次に掲げる理由に該当するとき、理事会は休会の承認をすることができる。

- (1) 本人の出産に伴う産前休会届け出があった場合
- (2) 本人の出産に伴う産後育児休会の届け出があった場合
- (3) 配偶者の出産に伴う産前育児休会の届け出があった場合
- (4) 配偶者の出産に伴う産後育児休会の届け出があった場合

第36条 (期間)

産前産後の休会期間は次に掲げる期間とする。

- (1) 本人の産前休会は出産予定日の3か月前から開始できるものとする
- (2) 本人の産後育児休会は出産日から3年までとする
- (3) 配偶者の出産に伴う産前休会は出産予定日の1ヶ月前から開始できるものとする
- (4) 配偶者の出産に伴う産後育児休会は出産日から6ヶ月までとする

第37条 (復帰)

休会した正会員は休会期間の終了と同時に通常に復帰しなければならない。

2 休会期間中であっても、復帰の意思を示した場合は、復帰を妨げない。この場合、復帰届を提出すること。

第38条 (出席義務免除)

休会を認められた正会員は該当期間中、定款及び本規程に定める出席の義務を免除される。

第39条 (会費の免除)

休会起算日から復帰までの期間は会費を免除とし、復帰月からは月額算定とし、月額10,000円に残月数を乗じた金額をその年会費とする。但し、年会費を納めようとするものはこれを妨げない。

第12章 看護・介護休会

第40条 (承認)

正会員が次に掲げる理由に該当するとき、理事会は休会の承認をすることができる。

- (1) 本人または配偶者の一親等の親族の介護が必要な場合
- 2 前項の承認を得るには、理事長に対してその理由を書面で届け出ることを必要とする。

第41条 (期間)

介護休会期間は次に掲げる期間とする。

- (1) 届け出があった日数

第42条 (復帰)

休会した正会員は休会期間の終了と同時に通常に復帰しなければならない。

- 2 休会期間中であっても、復帰の意思を示した場合は、復帰を妨げない。この場合、復帰届を提出すること。
- 第43条 (出席義務免除)
休会を認められた正会員は該当期間中、定款及び本規程に定める出席の義務を免除される。
- 第44条 (会費の免除)
休会起算日から復帰までの期間は会費を免除とし、復帰月からは月額算定とし、月額 10,000 円に残月数を乗じた金額をその年会費とする。但し、年会費を納めようとするものはこれを妨げない。
- 第13章 雜則
- 第45条 (改廃)
本規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。
- 第46条 (反社会勢力の排除)
賛助会員になる個人または団体は、反社会勢力でないことの表明・確約に関する制約書兼照会同意書に署名捺印の上提出しなければならない。
2 上に反した場合、相手方に対し催告を要せず直ちに会員としての資格を喪失させることができる。

附則

- 1 本規程の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

令和 6 年 8 月 9 日 改定
令和 7 年 8 月 8 日 改定